

生協制度見直し検討会

第1回(H18. 7. 21)

資料3

その他関連資料

生協制度見直しの必要性に関する指摘や改正要望

投資サービス法(仮称)に向けて 金融審議会金融分科会第一部会報告(抄)

(別紙6)他の業法と投資サービス法上の業規制との関係に関する整理

4 制度共済

なお、制度共済については、農業協同組合法、中小企業等協同組合法(火災共済)においては一定の販売・勧誘時の規制が置かれているほか、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等による共済についても同様の規制を設けることについて検討が行われている。それ以外の制度共済、特に幅広く募集を行っているものについては、利用者保護のための適切な措置(販売・勧誘ルールの整備など)を講ずることが望ましい。

(社)生命保険協会

消費者保護の観点から、生協共済についても、情報開示規制、募集規制等について保険業法、農協法と統合的な規制を整備すべき。

他法の改正状況

1 農業協同組合法等の改正（平成16年6月11日成立・平成17年4月1日施行）

- 組合員や消費者のニーズ等に的確に対応し、農協が行う経済事業、信用事業、共済事業等における機能が十分に発揮されるよう、中央会の監査機能の強化の集約、共済・信用事業の健全性の確保等を実施。

【具体的内容】

(1) 中央会の監査機能の強化等

- ① 中央会の監査機能の集約
 - ・ 全国中央会及び都道府県中央会がそれぞれ行っている組合に対する決算監査及び計画監査について、全国中央会に集約する。
- ② 経営情報の開示が義務付けられる組合の範囲の拡大 等
 - ・ 信用事業を行う組合に加え、新たに全農・経済連等についても、部門別の損益状況を明らかにした書類の総会への提出及び業務報告書の行政庁への提出義務付け。

(2) 共済事業関係

- ① 最低出資金制度の導入
 - ・ 信用事業を行う組合に加え、共済事業を行う組合の出資の総額についても、一定額以上(①組合員数が1000人未満の場合等：1千万円、②通常の農協：1億円、③全国を地区とする農協連合会：10億円 等)を必要とした。
- ② 早期是正措置の導入
 - ・ 共済金等の支払能力の充実状況の基準(ソルベンシー・マージン比率基準)を定め、これに応じて行政庁が組合に対し、業務改善命令等を発する制度を導入。

1 農業協同組合法等の改正 ～ 続き ～

【具体的内容】

(2) 共済事業関係(続き)

③ 準備金に関する規定の整備

- ・ 共済事業を行う組合について、責任準備金に加え、支払準備金、価格変動準備金及び割戻準備金についても、積立を義務付けるとともに、利益準備金の積立基準を引き上げる。

④ 員外監事等の設置 等

- ・ 信用事業を行う組合(貯金等合計額が50億円以上)に加え、共済事業を行う組合(責任準備金額が50億円以上)についても、員外監事及び常勤監事の設置を義務付け。

(3) 契約者保護のための措置

① クーリング・オフ制度の導入

- ・ 共済契約の申込みの撤回又は解除(いわゆるクーリング・オフ)の制度を導入

② 不適正な推進行為の禁止・重要事項説明等の事業運営に関する措置

- ・ 共済契約の勧誘・締結に際し、共済契約者に対して虚偽のことを告げる等の不適正な行為を規制するほか、共済事業を行う組合に契約者への重要事項の説明、共済代理店の業務の適性の確保等を義務付け。

③ 財務状況等を記載した説明書類の縦覧

- ・ 信用事業を行う農協及び信連に加え、新たに全共連等についても、業務及び財産の状況を記載した説明資料の公衆への縦覧を義務付け。

2 保険業法の改正（平成17年4月22日成立・平成18年4月1日施行）

- 特別な法律上の根拠なく共済事業（特定の者を相手方として保険の引受を行う事業）が急増し、また、事業内容も多様化。
- 保険契約者等の保護の一層の充実を図るため、保険業法の適用範囲の見直し及び保険契約者保護制度の見直しを行うとともに、少額短期保険業者制度の導入等を実施。

【具体的内容】

(1) 保険業法の適用範囲の見直し

- 特定の者を相手方として行う保険の引受けを行う事業について、原則として保険業法の規定を適用。
（※）制度共済、企業内共済、労働組合が組合員等を相手に行う共済、学校が学生を相手に行う共済等については、引き続き保険業法の規定は適用しない。

(2) 少額短期保険業者制度の導入

- ① 少額短期保険業者
 - ・ 保険業のうち、保険期間が二年以内において政令で定める期間以内で、保険金額が一千万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業を少額短期保険事業とし、これのみを行う事業者については登録制とする。
（登録の要件は、一定額以上の財産的基礎、的確に業務を行える株式会社・相互会社であること等）
- ② 業務に関する規制
 - ・ 保険契約者等の保護のため必要かつ適当な額の供託
 - ・ 保険料その他の資産の運用は、預金、国債の取得等によること
 - ・ 原則として、少額短期保険業及びこれに付随する業務のほか、他の業務を行えないこと
 - ・ 責任準備金等の積立て
 - ・ 募集規制 等

3 会社法の改正（平成17年7月26日成立・平成18年5月1日施行）

- 最近の社会経済情勢の変化への対応等の観点から、会社に係る各種の制度の在り方について、体系的かつ抜本的な見直しを行う。
- 商法第2編、有限会社法等の各規定を現代的な表記に改めた上で分かりやすく再編成し、新たな法典（会社法）を創設。

【具体的内容】

(1) 利用者の視点に立った規律の見直し

- ① 株式会社と有限会社を1つの会社類型（株式会社）として結合
- ② 設立時の出資額規制の撤廃（最低資本金制度の見直し）

(2) 会社経営の機動性・柔軟性の向上

- 組織再編行為（合併、会社分割等）に係る規制の見直し 等

(3) 会社経営の健全性の確保

- ① 株主代表訴訟制度の合理化
- ② 会計参与制度の創設（主として中小企業の計算書類の正確性の向上を図るための任意設置機関の制度の創設）
- ③ 会計監査人の任意設置の範囲の拡大 等

4 中小企業等協同組合法等の改正（平成18年6月15日成立・平成19年4月1日施行）

- 近年、中小企業組合における活動規模の拡大や事業の多様化に伴い、組合が破綻する事例等が発生してきたことから、中小企業組合の事業運営全般の規律強化を図るとともに、中小企業組合による共済事業の健全な運営を確保するための措置を講ずる。

【具体的内容】

(1) 事業運営全般の規律強化

- ① 組合員数が一定基準（1000人を予定。以下同じ）を超える組合に対し、員外監事の設置を義務付ける。
- ② 役員に対し、総会において組合員から特定事項について説明を求められた場合の説明義務を規定。
- ③ 役員の欠格事由を規定。

(2) 共済事業関係

- ① 最低出資金制度の見直し
 - ・ 従来の火災共済協同組合の最低出資金額を200万円から1000万円に、火災共済事業を行う会員組合の再共済事業を行う協同組合連合会の最低出資金額を500万円から5000万円に引き上げるとともに、組合員数が一定基準を超える共済事業を行う組合等についても新たに最低出資金制度を導入する。
- ② 兼業の禁止
 - ・ 組合員数が一定基準を超える共済事業を行う事業協同組合等については、共済事業及び保険募集事業並びに附帯事業以外の兼業を原則禁止する。
- ③ 早期是正措置の導入
 - ・ 共済金等の支払能力の充実状況の基準（ソルベンシー・マージン比率基準）を定めるとともに、支払能力の充実の状況に係る区分に応じて、行政庁が、組合に対し、監督上必要な命令をすることができる制度を導入する。

4 中小企業等協同組合法等の改正 ～ 続き ～

【具体的内容】

(2) 共済事業関係

- ④ 準備金に関する規定の整備
 - ・ 従来、火災共済協同組合及び火災共済事業を行う会員組合の再共済事業を行う協同組合連合会に対してのみ責任準備金及び支払準備金を義務付けていたが、義務付け対象を共済事業を行う組合全般に拡大する。
- ⑤ 契約者割戻しについて
 - ・ 契約者割戻しを行う場合、公正かつ衡平な分配となるよう省令で定める基準に従い行うことを義務づける。
- ⑥ 共済計理人について
 - ・ 共済事業を行う組合に対し共済計理人の設置を義務付ける。
- ⑦ その他
 - ・ 共済事業を行う組合に対し、業務及び財産状況に関する説明書類の作成及び公衆縦覧を義務付ける。等